

○宮崎県大腸がん検診精度管理要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>宮崎県大腸がん検診精度管理要領</p> <p>第1 目的 この要領は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長指針」という。）及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に基づく大腸がん検診の評価、指導等を行うことを目的とする。</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 大腸がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 大腸がん検診を実施しようとする者は、「大腸がん検診実施機関登録申請書」（様式1）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、大腸がん検診実施機関を登録するときは、大腸がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 大腸がん検診に従事する医師は、大腸がん診断に習熟しており、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</p> <p>② 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p> <p>③ 便潜血検査を次のとおり行うこと。 イ 2日法で行うこと。 ロ 検体の回収、保管、輸送の各過程で温度管理を行うこと。 ハ 採便用具の使用法、採便量、初回採便後の検体の保管方法などを採便用具の配付に際して受診者に十分に説明すること。</p> <p>④ 市町村及び大腸がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。</p> <p>2 大腸がん検診精密検査機関の登録</p> <p>(1) 大腸がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「大腸がん検診精密検査機関登録申請書」（様式2）を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1（1）ただし書の規定を準用する。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、大腸がん検診精密検査機関を登録するときは、大腸がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 精密検査に従事する医師は、大腸がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</p> <p>② 大腸がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。</p>	<p>宮崎県大腸がん検診精度管理要領</p> <p>第1 目的 この要領は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長指針」という。）及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に基づく大腸がん検診の評価、指導等を行うことを目的とする。</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>【削除】</p> <p>1 大腸がん検診精密検査機関の登録</p> <p>(1) 大腸がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「大腸がん検診精密検査機関登録申請書」（様式1）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、大腸がん検診精密検査機関を登録するときは、大腸がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 精密検査に従事する医師は、大腸がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに</p>

イ 精密検査を行うことができる次のいずれかの装置を有すること。

- (1) 全大腸内視鏡
- (2) S状結腸内視鏡及び注腸エックス線装置

ロ 大腸生検ができること。ただし、他の機関に委託することも差し支えない。

- ③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び大腸がん検診実施機関と密接な連携がとれること。

### 3 登録の日及び登録の期間等

#### (1) 登録の日及び登録の期間

1 (1) 及び2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

#### (2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ①及び2 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

- ① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで
- ② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで
- ③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

#### (3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1 (2) ①及び2 (2) ①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を(2) ①及び③の期間内に受講したときは、4 (2) 各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を(2) ①及び③の期間内に受講したときは、大腸がん検診実施機関にあっては「大腸がん検診実施機関登録更新申請書」(様式3)により、大腸がん検診精密検査機関にあっては「大腸がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式4)により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1 (1) ただし書の規定を準用する。

### 4 登録の変更及び取消し

#### (1) 登録の変更

大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、登録事項に変更(登録の抹消を含む。)があったときは、大腸がん検診実施機関にあっては「大腸がん検診実施機関変更届」(様式5)を、大腸がん検診精密検査機関にあっては「大腸がん検診精密検査機関変更届」(様式6)を管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1 (1) ただし書の規定を準用する。

#### (2) 登録の取消し

管理指導協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、大腸がん部会の確認を経て、大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関の登録を取り消すことができる。

- ① 登録の抹消の届出があったとき。
- ② 1 (2) 及び2 (2) に定める基準が満たされなくなったとき。
- ③ 前2号に掲げる場合のほか、大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関として不適切と認められるとき。

準ずる研修会を受講していること。

- ② 大腸がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。  
イ 精密検査を行うことができる次のいずれかの装置を有すること。

- (1) 全大腸内視鏡
- (2) S状結腸内視鏡及び注腸エックス線装置

ロ 大腸生検ができること。ただし、他の機関に委託することも差し支えない。

- ③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び大腸がん検診実施機関と密接な連携がとれること。

### 2 登録の日及び登録の期間等

#### (1) 登録の日及び登録の期間

1 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

#### (2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

- ① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで
- ② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで
- ③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

#### (3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1 (2) ①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を(2) ①及び③の期間内に受講したときは、3 (2) 各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を(2) ①及び③の期間内に受講したときは、大腸がん検診精密検査機関にあっては「大腸がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式2)により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1 (1) ただし書の規定を準用する。

### 3 登録の変更及び取消し

#### (1) 登録の変更

大腸がん検診精密検査機関は、登録事項に変更(登録の抹消を含む。)があったときは、「大腸がん検診精密検査機関変更届」(様式3)を管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1 (1) ただし書の規定を準用する。

#### (2) 登録の取消し

管理指導協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、大腸がん部会の確認を経て、大腸がん検診精密検査機関の登録を取り消すことができる。

- ① 登録の抹消の届出があったとき。
- ② 1 (2) に定める基準が満たされなくなったとき。
- ③ 前2号に掲げる場合のほか、大腸がん検診精密検査機関として不適切と認められるとき。

5 資料等の提出

大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、管理指導協議会が実施する調査等に応じ、必要な資料等をすみやかに提出しなければならない。

第3 大腸がん検診の実施方法

市町村、大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「大腸がん検診マニュアル」（一般社団法人日本消化器がん検診学会発行）等に基づき、科学的根拠に基づく大腸がん検診を実施するよう努めなければならない。

第4 市町村による大腸がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。

4 研修の受講等

大腸がん検診実施機関は、検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。

5 資料等の提出

大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、管理指導協議会が実施する調査等に応じ、必要な資料等をすみやかに提出しなければならない。

第3 大腸がん検診の実施方法

市町村、大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「大腸がん検診マニュアル」（一般社団法人日本消化器がん検診学会発行）等に基づき、科学的根拠に基づく大腸がん検診を実施するよう努めなければならない。

特に、大腸がん検診実施機関においては、次のとおり行うこと。

①便潜血検査

イ 2日法で行うこと。

ロ 検体の回収、保管、輸送の各過程で温度管理を行うこと。

ハ 採便用具の使用方法、採便量、初回採便後の検体の保管方法などを採便用具の配付に際して受診者に十分に説明すること。

② 市町村及び大腸がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

第4 市町村による大腸がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。